

「緊急事態宣言により「三重県飲食店時短要請等協力金（第4期）」の支給要件等が変わります」

三重県に「緊急事態宣言」が発令されることに伴い、三重県では「三重県緊急事態措置」を決定しました。これを受け、令和3年8月12日に改定した「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」及び8月17日に決定した「三重県まん延防止等重点措置」に基づいて実施していた「三重県飲食店時短要請協力金（第4期）」についても、その内容を変更することとし、8月27日から支給要件の追加や支給金額の変更を行います。

明和町においては、三重県まん延防止等重点措置の重点措置区域に該当していたため、三重県緊急事態措置後においても支給要件は変わりありません（支給額に変更あり 3万/1日→4万円/1日）。

## ●協力金の内容

### (1) 対象地域

県内全域

### (2) 対象期間

令和3年8月14日（土）から9月12日（日） 30日間

※上記期間中、令和3年8月14日（土）から8月19日（木）までは三重県独自の時短要請、8月20日（金）から8月26日（木）まではまん延防止等重点措置による時短要請、8月27日（金）以降は緊急事態措置による時短要請等。

### (3) 支給要件

- ・酒類又はカラオケ設備の提供をしている（利用者による持ち込み含む）飲食店  
→休業 又は 酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめたうえで20時までの時短営業【追加】
- ・酒類及びカラオケ設備の提供をしていない飲食店（通常の営業終了時刻が20時を越えているもの）  
→20時までの時短営業【追加】
- ・県内の飲食店であること
- ・業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること
- ・時短要請等の期間中・全店舗において、時短営業等に全面的に協力すること
- ・令和3年8月13日以前から、食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、期間中を通して有効であること
- ・時短営業する場合は、令和3年8月5日以前から、通常の営業終了時刻が20時を越えていること

(4) 支給額

【中小企業】 1店舗1日あたり

令和2年又は令和元年の8～9月の売上高に応じて 4万～10万円

(変更前：重点措置区域は3万～10万円、その他の区域は2.5万～7.5万円)

【大企業】 1店舗1日あたり

令和2年又は令和元年の8～9月からの売上高減少額の4割（上限20万円）

中小企業においてもこの方式を選択可

(変更前：その他区域は上限20万円又は前年度若しくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額)

●お問い合わせ先

三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口

TEL：059-224-2247 9時から17時まで ※土日祝を除く

開設期間：8月13日（金）から10月15日（金）

●参考資料

- ・三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500295.htm>

- ・三重県飲食店時短要請等協力金（第4期）のご案内（緊急事態宣言後改訂版）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000974323.pdf>